

吉備高原学園 卒業生 紹介書

年 月 日

吉備高原学園高等学校長 殿

【紹介者記入】

紹介者 (卒業生) 氏名	ふりがな
	[旧姓：] 印 (生年月日 昭和・平成 年 月 日)
卒業年度	平成・令和 年度卒業 [第 期生]
住所	〒
電話番号	— —

卒業生として、下記の者を貴校へ紹介いたします。

記

生徒氏名	ふりがな	性別	男・女
中学校名	都道府県	立	中学校
紹介理由			

本校記入欄 ※この欄には記入しないでください。

この紹介書は出願書類とともにご提出をお願いします。

※裏面（次頁）の「注意事項等」をご確認のうえ、ご記入ください。

注意事項等

卒業生（紹介者）の方へ

- ・卒業生としての学校・寮生活の経験から、本校の教育方針を理解されたうえで、学校・寮生活ができる生徒をご紹介ください。
- ・「紹介理由」については、本校の生徒としてふさわしい理由などをご記入ください。

記入上の注意（記入・提出にあたって）

1. ここでいう「卒業生」とは、令和6年度入試の場合、令和5年3月以前に吉備高原学園高等学校を卒業した者となります。
(令和6年3月卒業見込み者は対象外です。)
2. 「卒業生紹介書」は、「卒業生」本人がすべての欄を記入してください。
※卒業生のご家族が記入される場合は、卒業生本人の同意の下で記入してください。
3. 出願書類とともに提出してください。
(出願書類受理後の提出は受け付けません。)
4. 卒業生に電話などで確認する場合があります。
その際の連絡先（住所・電話番号）は必ず記入してください。
5. 「卒業生紹介書」は合格を保証するものではありません。
本校の減免制度に従い、入学金の一部を減免するためのものです。
6. 同一年度に再受験をする場合、再提出は不要です。
(出願の際に、前回提出した旨を入試事務局に伝えてください。)
7. 本校卒業生の「子弟妹」が入学または、「兄弟姉妹」が同時在籍となる場合、別の減免制度が適用されます。

入学金・授業料減免制度について

(a) 入学金減免制度

- ①父親または母親が本校を卒業しており、その子が入学する場合は入学金の半額を免除します。
- ②兄または姉が本校を卒業しており、その弟または妹が入学する場合は入学金の半額を免除します。
- ③本校卒業生の紹介により入学する場合は、入学金の4分の1を免除します。(但し、出願の際に「吉備高原学園卒業生紹介書」の提出が必要です。願書受理後に提出しても受け付けません。また、「卒業生紹介」は合格を保証するものではありません。)

(b) 授業料減免制度

本校への入学によって、兄弟姉妹が同時在籍となる場合は、入学後申請により授業料納入額の半額を免除します。

※複数の減免制度が該当する場合、その中の一つの減免制度だけが適用されます。

※入学金減免については、いったん全額を納入し、入学後に還付します。

※授業料の減免については、決定後からの減免となりますので、当初の授業料は全額を納入し、後に還付します。

※減免対象には、一定の条件があります。詳細は、本校事務室へお問い合わせください。